

「療養病床から転換した介護老人保健施設」における 看護職員の配置

看護職員の常勤換算数

○1日の看護業務量 ⇒ 53.8人時間

・日中の看護業務量（現在の看護配置基準から算出）⇒ 30.9人時間

・夜勤時間帯に必要な看護業務量 ⇒ 22.9人時間

（合計）53.8人時間

○看護職員数について、常勤換算に置き換えた場合、

$$\begin{array}{rcccl} 53.8 \text{人時間} & \times & 7 \text{日} & \div & 38 \text{時間} & = & \text{9.9人} \\ \text{(1日の看護業務量)} & & & & \text{(看護職員の週当たりの平均業務時間)} & & \end{array}$$

となり、常勤換算で9.9人の看護職員が必要となる（入所者数60人の場合）。

→ 概ね、看護職員6：1が必要な配置となる。

※なお、看護勤務表から年間業務時間：1791.8時間、月夜勤時間：62.7時間となり、これは「年間業務時間が1,800時間以下」及び「月夜勤時間が72時間以下」を満たしている。